

個人情報ファイル簿

1 個人情報ファイルの名称	国民年金障害基礎年金マスター	
2 実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	実施機関名 市長 組織名 国保年金課	
3 個人情報ファイルの利用目的	障害基礎年金（無拠出）の所得状況届連名簿出力のため	
4 記録項目	<p>1 受給権者の証書番号・個人番号・生年月日・扶養義務者氏名・受給発生日・裁定請求日・裁定日</p> <p>2 障害状況に係るもの ア 傷病名 イ 変化日 ウ 障害程度 エ再認定の有無</p> <p>3 年金額に係るもの ア 変更年月日 イ 年金額 ウ 加算額 エ 停止額 オ 支給額</p> <p>4 所得状況に係るもの ア 年度 イ 控除扶養数 ウ 所得額 エ 控除額 オ 障害の別</p>	
5 記録範囲	障害基礎年金（無拠出）受給権者	
6 記録情報の収集方法	本人以外	
7 要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
8 記録情報の経常的提供先	水戸北年金事務所	
9 開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	<p>（名称）水戸市保健医療部国保年金課及び水戸市情報公開センター</p> <p>（所在地）水戸市中央1丁目4番1号</p>	
10 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	記録情報の訂正は、国民年金法の定めるところによる。	
11 個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電子処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
12 備考		

注 この表で「法」とは個人情報の保護に関する法律を、「政令」とは個人情報の保護に

関する法律施行令をいう。